

清瀬市補助金適正化検討委員会設置要綱

平成29年2月28日訓令第11号

(設置)

第1条 各種団体及び個人に対する補助金（以下「補助金」という。）の適正化について調査及び検討をするため、清瀬市補助金適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金の継続、廃止、充実又は縮小等の見直しに関すること
- (2) その他補助金の適正化に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(設置期間及び委員の任期)

第5条 委員会の設置期間及び委員の任期は、第2条の規定による報告をしたときをもって終了する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。